

《特許事務所 富士山会®の サービス理念》

『器®』の内部の信用を大切にしながら、お客様に選ばれる『どっと混む®』(.com)、『行列のできる®』特許事務所であり続けるために、『お客様主義』で日々精進し社会に貢献をしていきます。

《商標110.com®の サービス理念》

はじめまして、特許事務所『富士山会®』の佐藤富徳(『Tom Toc®』)です

商標とは、使用により生じる『信用』を貯める『器®』と考えます。内部の『信用』に価値があります。ですから、『器®』が壊れてしまうと、今までの『信用』も失い商標の価値が落ちてしまうのです。

アルマーニ、シャネル、グッチ、関さば、関あじ、夕張メロンなどの商標は、長年の実績による信用がありますから少々高い値段でも売れるのです。商売をされている人は、信用がどれほど重要であるかを認識されている事と思います。

また、商標とは、とても割れ易い『器®』でもあります。「雪印」「不二家」「ライブドア」「船場吉兆」などの様に、不正などにより簡単に壊れてもしまいます。

最近では、インターネットにより、より一層「言葉」である商標が重要になってきています。ヤフーやGoogleで「言葉」を検索すれば、自分が求める情報を手に入れますし、その場で物を購入することもできます。

インターネットで商売をされている方は、HPの「タイトル」がどれほど重要であるかご存知だと思われれます。HPの「タイトル」を競争相手にマネされ、「あ～、商標登録しとけばよかった！」と後悔される方も多いことと思います。お客様には、『eランデ e®(選んでいい)商標登録していたきたいと思っています。

昔は、法律に基づいた標準額表があり、商標の料金割引サービスをPRすることができませんでした。宣伝広告をする事もできませんでした。特許事務所の料金は、「高い！」というイメージが浸透している理由の一つだと考えます。

しかし平成13年1月1日からは、法改正により料金を自由に設定できるようになり宣伝広告をする事も自由になりましたので、このイメージは払拭されるべきです。

商標登録の料金が安いということは、お客様の商標登録戦略に対して、思っている以上に貢献します。商標登録料金が安ければ、ライバル会社に先駆けて『BanBan 商標登録®』できるからです。商標登録料金は、先行商標調査から商標登録までの中間対応(意見書・補正書作成

費)費用を含めたトータル料金で考えるべきです。当事務所は、特許事務所が一番儲かる高額(～15万)な中間処理の費用を0円として『コミコミ®』料金を表示しています。

平成20年7月28日から日本初！コミコミ®×完全返還®のキャンペーンを行なっております、万が一《中間対応発生率(62%(弊所実績))×失敗率(17%(弊所実績))=10.54%》、商標登録に成功しないと料金を全額返金します。いい加減な商標の調査はできなくなり、失敗した責任も取るということです。お客様のリスクがゼロになります。

これからの特許事務所は、お客様のニーズに合わせた事業所経営をしないとなかなか生き残れない時代になっています。特許事務所『富士山会®』は、お客様の知財パートナー『IP-PARTNER®』として、『SINKI®』を重視して、日々『SIMPO®』していきたいと思えます。

今後とも特許事務所『富士山会®』を、どうぞよろしくお願い申し上げます。(『Tom Toc®』)

特許事務所 富士山会®
代表者 弁理士 佐藤富徳



商標110番®
(登録第51000000号)
お気軽に電話して下さい。
電話 0120-149-331
FAX 0120-149-332

